明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○建築士法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一二）　一
○自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則及び独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令の一部を改正する省令（**同**一三）　二
〔告　示〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**一五）　四
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**同**一六）　五
○外務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成二十七年外務省告示第四百十号）の一部を改正する件（**外務**四六）　五
○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十六第一項の規定に基づく特定投資指針を全部改正する件（**財務**五三）　一四
○中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産**四）　一六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（**経済産業**一六）　一七
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（**国土交通**一一〇）　二〇
〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　三
**特殊法人等**
独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四三
**地方公共団体**
教育職員免許状失効関係　四四
**会社その他**
**会社決算公告**

## 省令

○**国土交通省令第十二号**

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）を実施するため、建築士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築士法施行規則の一部を改正する省令

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （登録）<br>**第十七条の三十五**　（略）<br>２　（略）<br>３　第一項の規定による指定を受けた登録を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに登録の名称は、次のとおりとする。<br>登録を実施する者 / 登録の名称<br>名称 / 主たる事務所の所在地<br>一般社団法人建築設備技術者協会 / 東京都港区赤坂二丁目二十一番三号 / 建築設備士登録 | （登録）<br>**第十七条の三十五**　（略）<br>２　（略）<br>３　第一項の規定による指定を受けた登録を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに登録の名称は、次のとおりとする。<br>登録を実施する者 / 登録の名称<br>名称 / 主たる事務所の所在地<br>一般社団法人建築設備技術者協会 / 東京都港区新橋六丁目九番六号 / 建築設備士登録 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○国土交通省令第十三号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十四条第二項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）及び独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十五条の規定に基づき、自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則及び独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月十九日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則及び独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令の一部を改正する省令

（自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則の一部改正）

**第一条**　自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則（昭和二十七年運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （任命）<br>**第四条**　登録官は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、国土交通大臣が命ずる。<br>一　（略）<br>二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者であつて、自動車に関する登録事務につき三年以上又は自動車に関する登録事務その他の陸上輸送管理事務につき、これらを通算して四年以上の経験を有する者<br>三　学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、自動車に関する登録事務につき一年以上又は自動車に関する登録事務その他の陸上輸送管理事務につき、これらを通算して三年以上の経験を有する者<br>四　（略）<br>２　（略） | （任命）<br>**第四条**　登録官は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、国土交通大臣が命ずる。<br>一　（略）<br>二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者であつて、自動車に関する登録事務につき三年以上又は自動車に関する登録事務その他の陸上輸送管理事務につき、これらを通算して五年以上の経験を有する者<br>三　学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において法律又は経済に関する学科を修め、これを卒業した者（当該学科を修め、同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、自動車に関する登録事務につき一年以上又は自動車に関する登録事務その他の陸上輸送管理事務につき、これらを通算して三年以上の経験を有する者<br>四　（略）<br>２　（略） |

（任命）

**第九条**　検査官は、一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、国土交通大臣が命ずる。

一　（略）

二　第四条第二号に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者であつて、自動車の検査業務につき三年以上又は自動車に関する業務及び自動車の検査業務につき、これらを通算して四年以上の経験を有する者

三　第四条第一項第三号に規定する大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同号に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、自動車の検査業務につき一年以上又は自動車に関する業務及び自動車の検査業務につき、これらを通算して三年以上の経験を有する者

四　（略）

2　（略）

（独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令の一部改正）

**第二条**　独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令（平成十四年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （審査事務等を実施する者）<br>**第二十五条**　機構法第十五条の国土交通省令で定める資格を有する者は、審査事務（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）を行う場合にあっては、機構の職員であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。<br>一　（略）<br>二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による学校を含む。次項第四号において同じ。）又は中等教育学校を卒業し、かつ、国土交通省等において自動車の検査事務に通算して三年以上又は自動車に関する事務に通算して四年以上従事した者<br>三　学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次項第五号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次項第五号において同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、国土交通省等において自動車の検査事務に通算して一年以上又は自動車に関する事務に通算して三年以上従事した者<br>四　（略） | （審査事務等を実施する者）<br>**第二十五条**　機構法第十五条の国土交通省令で定める資格を有する者は、審査事務（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）を行う場合にあっては、機構の職員であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。<br>一　（略）<br>二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による学校を含む。次項第四号において同じ。）又は中等教育学校を卒業し、かつ、国土交通省等において自動車の検査事務に通算して五年以上従事した者<br>三　学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次項第五号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次項第五号において同じ。）において機械に関する学科を修め、これを卒業し（当該学科を修め、同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、国土交通省等において自動車の検査事務に通算して一年以上又は自動車に関する事務に通算して三年以上従事した者<br>四　（略） |

２　機構法第十五条の国土交通省令で定める資格を有する者は、審査事務（道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務に限る。）及び機構法第十二条第二号に掲げる業務を行う場合にあっては、機構の職員であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。

一～四　（略）

五　学校教育法による大学又は高等専門学校において理学又は工学に関する正規の課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、国土交通省等において、自動車技術事務に通算して一年以上従事した者

六　（略）

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

２　機構法第十五条の国土交通省令で定める資格を有する者は、審査事務（道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務に限る。）及び機構法第十二条第二号に掲げる業務を行う場合にあっては、機構の職員であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。

一～四　（略）

五　学校教育法による大学又は高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修め、これを卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、国土交通省等において、自動車技術事務に通算して一年以上従事した者

六　（略）